一般廃棄物処理施設の維持管理計画

秋田市総合環境センター

「維持管理計画」
（一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に関わる事項）

1　排ガスの性状について周辺地域に生活環境の保全のために達成することとした数値

2　排ガスの性状の測定頻度に関する事項

3　その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1　排ガスの性状について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガス処理基準（大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法）

［表－１］

項　　目	基　　準　　値
ばいじん量	0.02　g/m³N 以下
硫黄酸化物	50　　ppm 以下
塩化水素	81.5　mg/m³N 以下
窒素酸化物	100　　ppm 以下
ダイオキシン	0.1　ng-TEQ/m³N 以下

2　排ガスの性状の測定頻度に関する事項

(1) 排ガスの性状の測定頻度

［表－２］

項　　目		頻　　度	方　　法
排ガス	ばい煙 ・ばいじん ・硫黄酸化物 ・塩化水素 ・窒素酸化物	２か月に１回	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整第95号」による各種分析・検査頻度の方法による測定
	ダイオキシン類	年１回	総理府令第二条による測定方法

3　その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

当該一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

(1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持します。

(2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させます。

(3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図ります。

尚、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境基本法」(「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」等)、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

ア　維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

更に、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

イ　維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。尚、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第８条第５項の規定、環境省令（施行規則）第４条の５の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を[表－３]に示します。

［表－３］＜一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用＞

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則） （第４条の５）	施設への適用
１　施設へのごみへの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	施設へのゴミの投入は、各炉へのごみ投入量データの電算機管理により、当該施設の処理能力を超えないように行います。
２　焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）にあたっては、次のとおりとする。 イ　ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	当該施設において燃焼室は、溶融炉にあたりますが、溶融炉にごみを投入する場合には、ピット・クレーン方式により、常時ごみを均一に混合して投入します。
ロ　燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で。定量ずつ連続的に行うこと。 ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあたっては、この限りではない。	当該施設において燃焼室は、溶融炉にあたりますが、溶融炉のごみの投入は、溶融炉頂部の給じん装置を通して外気を遮断した状態で、定量ずつ連続的に行います。
ハ　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	溶融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を希釈空気量を制御することにより摂氏八百度以上に保ちます。
ニ　焼却灰の熱しゃく減量が十％以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りではない。	焼却灰を焼却しないため適用外。
ホ　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナーを作動させ、燃焼室温度を速やかに上昇させます。
ヘ　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、燃焼室に設置した助燃バーナーを作動させることにより、燃焼室温度を高温に保ち溶融炉でごみを溶融し尽くすとともに、溶融炉から発生する熱分解ガスを燃焼し尽くします。

［表－３］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則） （第４条の５）	施設への適用
ト　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	溶融炉の後段に設置した燃焼室では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定（熱電対）し、かつ記録します。
チ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。 ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	排ガス温度調節器により集じん器に流入する燃焼ガスの温度を摂氏おおむね二百度に冷却します。
リ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合であっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定（熱電対）し、かつ記録します。
ヌ　冷却設備及び排ガス処理設備にたい積しばいじんを除去すること。	冷却設備（廃熱ボイラ）及び排ガス処理設備にたい積したばいじんは、蒸気等によるブローを定期的に実施し、集じん器に集めることにより除去します。
ル　煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるよう燃焼室の燃焼制御によりごみを溶融、熱分解ガスを燃焼させます。
ヲ　煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を煙突に設置した測定孔を通じて連続的に測定し、かつ記録します。
ワ　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m^3N以下となるよう、燃焼室での温度、滞留時間、燃焼ガスの混合を維持するとともに、触媒によるダイオキシン除去を行いつつごみを溶融します。

［表－３］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則） （第４条の５）	施設への適用
カ　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。）を２か月に一回以上測定し、かつ、記録します。
ヨ　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	溶融施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができるように、有害ガス除去装置、集じん器、触媒反応塔等の排ガス処理設備を設置するとともに公害監視装置により排ガスを測定、管理します。
タ　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガスの水による洗浄、冷却はないため適用外。
レ　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出しないため適用外。
ソ　ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ごみの中の灰分は、溶融炉内でその融点以上に保ち、溶融します。
ツ　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじん又は焼却灰の焼成ではないため適用外。

［表－３］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則） （第４条の５）	施設への適用
ネ　ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいえん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	飛灰の処理は薬剤処理とし、薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置を設置し水分量を管理します。
ナ　固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。 ラからケまで省略	固形燃料を使用しないため適用外。
ラ　火災の発生を防止するために必要な装置を講ずるとともに消化器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するために、炉内温度監視、燃焼温度監視等の必要な措置を講ずるとともに消化器その他の消火設備を備えます。
３　ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからネまでの規定の例によるほか、次のとおりとす。 以下省略	ガス化改質方式ではないため適用外。
４　ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては前号ヨ、レ及びソの規定の例による。	ばいじん又は焼却灰の処理施設ではないため適用外。
５　高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調整すること。	高速堆肥化施設ではないため適用外。
６　破砕施設にあっては、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	吸排気口を設置し、粉じんの飛散を防止します。
７　ごみ運搬用パイプライン施設のあっては、次のとおりとする。 以下省略	ごみ運搬用パイプライン施設ではないため適用外。
８　選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	選別施設ではないため適用外。
９　固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びナの規定の例によるほか、次のとおりとする。 以下省略	固形燃料化施設ではないため適用外。

［表－３］のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）（第４条の５）	施設への適用
10　ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	ごみの飛散及び悪臭の発生を防止するため、ごみ飛散に対してはごみ投入ホッパへの飛散防止板を設けます。プラットホームへは、消臭材を噴霧するとともに、悪臭発生源であるごみピット内空気を燃焼空気として使用することによりピット内を負圧に保ち悪臭の発散を防止します。
11　蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	プラットホーム及びごみピットには防臭・防虫装置を設け、蚊、はえ等の発生を防止するとともにプラットホームには高圧水洗浄装置を設け､構内の清潔を保持します。
12　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音及び振動を発生する発生源に対してはラギング、防音壁等の適切な防音装置及び適切な防振装置を、その騒音、振動レベルに応じて設置し、周囲の生活環境を損なわないようにします。
13　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。	プラント排水および生活排水は、系内処理します。
14　前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	昭和52年厚生省環境整備課長通知「環整95号」による各種分析・検査頻度及び方法に準拠した維持管理を行います。
15　市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	維持管理計画どおりに組織体制に基づき維持管理を行います。
16　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	法令に係る記録に準拠した維持管理を行います。